

京労基発 0126 第 3 号  
令和 3 年 1 月 26 日

各団体の長 殿

京都労働局労働基準部長



陸上貨物の荷役作業における労働災害防止に向けた  
荷主等の取組について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年における京都労働局管内の陸上貨物運送事業の死傷災害（休業 4 日以上、速報値）は 275 件となり、前年同月比で 20%近い増加となっています。また、前年では発生がなかった死亡災害も 2 件発生しており、憂慮すべき状況が続いています。

目下、新型コロナウイルス感染症が拡大している影響により、宅配便等の需要が急増しています。社会インフラとしての物流を維持しつつ、トラックドライバーの働き方改革を進める観点からも、労働者が安心して安全に働き続けられる職場環境の整備が求められております。

その中でも特に、陸上貨物運送事業における死傷災害の約 7 割を占めている荷役作業場所での死傷災害への対応が急務であり、労働災害防止のために荷主、配送先、元請事業者等の皆様の御協力が不可欠であります。

つきましては、荷役作業場所における安全確保のため、荷役場所の施設・設備の改善に取り組むこと、荷役作業等について書面契約化を進めること等について、貴団体傘下の会員事業者等に対して、別添リーフレットの配布等により周知いただくとともに、貴団体としてもより一層の安全対策の推進に取り組んで頂きますよう、お願い申し上げます。

担当部署	健康安全課
担当者	安全専門官 河野
連絡先	075-241-3216
送付方法	郵送

陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等のみなさま

# 荷役作業の安全確保が急務です！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。  
新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要の増加が見込まれる今、  
一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

## 陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

### 災害は増加傾向

毎年約15,000人が被災しています。



出典：労働者死傷病報告(休業4日以上)、死亡災害報告  
R2は12月速報の対前年比からの年間推定値

### 発生率が他業種の4倍

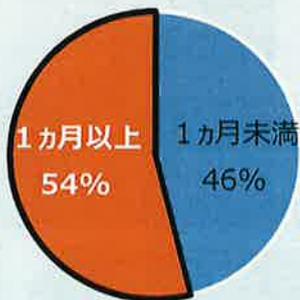
働く人1,000人あたりの死傷者数は8.8人で、  
全産業平均2.2人と比較しても高い数値です。



### 半数が休業1か月以上

荷役作業中の墜落(転落)など、  
重篤な災害が多く発生しています。

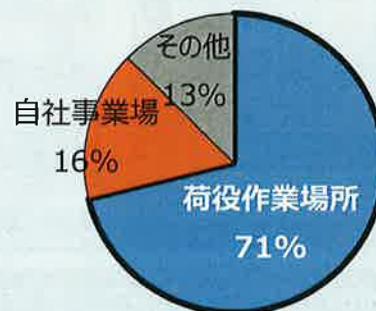
休業見込み日数 (令和2年12月速報)



### 7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が  
荷役作業場所で発生しています。

災害発生場所 (H28)



災害防止のためには、  
荷主、配送先、元請事業者等の皆様の取組が不可欠です！

➡ 安全対策ができているか裏面のチェックリストで確認

# 荷役作業の安全対策チェックリスト

(「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より)



## ① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
- 十分な明るさで作業している
- 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
- 荷や資機材の整理整頓をしている
- 風や雨が当たらない場所で作業している

## ② 墜落、転倒、腰痛等の対策

- 墜落や転落を防ぐ対策をしている  
(手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備(親綱等)の設置等)
- つまづきやすい、滑りやすい場所の対策をしている  
(床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等)
- 人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

## ③ 陸運事業者との連絡・調整

- 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
- 荷役作業の書面契約をしている
- 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
- 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

# 現場で取り組まれている好事例

(「陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集(亀戸労働基準監督署)」より)



### 墜落・転落防止：昇降台の導入



### 墜落・転落防止：三点支持の徹底

### 腰痛・転倒防止：準備体操の実施



# 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト



## 長時間労働の解消等のためには、荷主の理解と協力が必要です。

※トラック運送事業者の法令違反行為に荷主の関与が判明すると荷主勧告を発動し、「荷主名」及び「事案の概要」が公表されます。



詳細は国土交通省リーフレットを参照⇒

<https://www.mlit.go.jp/common/001296713.pdf>

### ※違反原因行為の例

<b>荷主も知覚可能な発生</b> 荷主の都合による長時間の荷待ち時間が恒常的に発生 ⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ	<b>非合理的な到着時刻の設定</b> 適切な運行では間に合わない到着時刻の指定 ⇒最高速度違反を招くおそれ	<b>量産型等となるような依頼</b> 積込み直前に貨物量を増やすよう指示 ⇒過積載運行を招くおそれ
--	--	--